

別紙5

令和7年度都城市ふるさと納税返礼品提供事業業務委託事業者選定審査会設置基準

(主旨)

第1条 都城市ふるさと納税返礼品提供事業業務委託事業者の候補者(以下「候補者」という。)の選定を公平かつ適正に行うため、都城市ふるさと納税返礼品提供事業業務委託事業者選定審査会(以下「審査会」という。)の設置基準は次条以下に定める通りとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 候補者の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、候補者の選定等について必要な事項

(組織)

第3条 審査会の審査委員は、次の表に掲げる者をもって組織する。

ふるさと納税部長、ふるさと納税課長、ふるさと納税課副課長、農政部農政課長
観光PR部みやこんじょPR課長

(審査委員長及び審査副委員長)

第4条 審査会に審査委員長及び審査副委員長を置く。

- 2 審査委員長は、審査委員の互選により選任し、審査副委員長は、審査委員長が指名する。
- 3 審査委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

(審査会)

第5条 審査会は、審査委員長が招集し、審査委員長が議長となる。

- 2 審査会は、審査委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査委員がやむを得ず審査会に出席できないときは、審査委員の所属する課の代理の職員を出席させることができる。この場合において、代理出席した者は、審査委員とみなす。
- 4 審査会の議事は、出席審査委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査委員長の決するところによる。

(委員の責務)

第6条 審査委員は、公平かつ公正に審査を行わなければならない。

- 2 審査委員は、審査の過程において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。ただし、市が公表した情報については、この限りでない。

3 審査委員は、審査に参加した事業者と個別に対応するなどの接触をしてはならない。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、ふるさと納税課ふるさと納税担当で処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査委員長が定める。